

関税法施行規則の一部を改正する省令（案）新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）</p> <p>（開港に入港する外国貿易船に係る積荷に関する事項等の報告を要しない場合等）</p> <p>第二条の二 令第十二条第一項（外国貿易船の入港手続）に規定する財務省令で定めるやむを得ない事由は、貨物の荷崩れ若しくは旅客若しくは乗組員の暴行その他これらに類する事由により航行に支障が生じたことにより緊急に入港するためあらかじめ報告することが困難な場合又は脅迫若しくは国の機関若しくは地方公共団体その他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられるためあらかじめ報告することが困難な場合とする。</p> <p>2 令第十二条第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合及び同項ただし書に規定する財務省令で定める時は、次の各号に掲げる報告すべき事項の区分に応じ、当該各号に定める場合及び時とする。</p> <p>一 積荷に関する事項 令第十二条第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合は次のイ及びロに掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める時とする。</p> <p>イ 別表第一の本邦以外の地域（外国とみなす地域を含む。）の欄に掲げる地域の出発港から同表の本邦の地域の欄に掲げる地</p>	<p>関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）</p> <p>（開港に入港する外国貿易船に係る積荷に関する事項等の報告を要しない場合等）</p> <p>第二条の二 同上</p> <p>2 同上</p> <p>一 同上</p> <p>イ 同上</p>

域の開港に入港する場合（ロに掲げる場合を除き、同表第一項に該当する場合については、同表第二項に該当する場合を除く。） 同表の報告期限の欄に掲げる時

ロ 本邦の他の開港又は不開港（以下この項、第二条の六第二項及び第二条の十三第二項において「開港等」という。）を經由して開港に入港する場合であつて、当該他の開港等に入港する際に適用されるべき当該事項を報告すべき期限（令第十二条第二項第一号に定める時又は別表第一の報告期限の欄に定める時をいう。以下ロにおいて同じ。）が、当該他の開港等を經由することなく当該開港に入港するものとした場合の当該事項を報告すべき期限より早く到来することとなる場合 当該他の開港等に入港する際に適用されるべき期限（当該他の開港等が複数ある場合には、これらの期限のうち最も早く到来するもの）

二 旅客及び乗組員に関する事項 令第十二条第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合は別表第二の本邦以外の地域（外国とみなす地域を含む。）の欄に掲げる地域の出発港から同表の本邦の地域の欄に掲げる地域の開港に入港する場合又は本邦の他の開港等を經由して開港に入港する場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時はその開港に入港する時とする。

3 令第十二条第三項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 入港した開港における船卸しをしない外国貨物又は法第六十七条（輸出又は輸入の許可）（法第七十五条において準用する場合を含む。）の規定による輸出（積戻しを含む。）の許可を受けて本邦の港で積み込まれた外国貨物を積んでいる外国貿易船の船長が、法第十五条第一項（入港手続）の規定により積荷に関する事

ロ 本邦の他の開港又は不開港（以下この項、第二条の五第二項及び第二条の十二第二項において「開港等」という。）を經由して開港に入港する場合であつて、当該他の開港等に入港する際に適用されるべき当該事項を報告すべき期限（令第十二条第二項第一号に定める時又は別表第一の報告期限の欄に定める時をいう。以下ロにおいて同じ。）が、当該他の開港等を經由することなく当該開港に入港するものとした場合の当該事項を報告すべき期限より早く到来することとなる場合 当該他の開港等に入港する際に適用されるべき期限（当該他の開港等が複数ある場合には、これらの期限のうち最も早く到来するもの）

二 同上

3 同上

一 同上

項を報告する場合 これらの貨物に係る令第十二条第三項第一号に定める事項

二 法第六十三条第一項（保税運送）又は第六十六条第一項（内国貨物の運送）の規定による承認を受けてこれらの規定による運送がされている貨物を積んでいる外国貿易船の船長が、法第十五条第一項の規定により積荷に関する事項を報告する場合 その貨物に係る令第十二条第三項第一号に定める事項

三 本邦の開港から出港した外国貿易船が、予定された計画に従つて、当該出港した日の翌日から起算して十四日以内に再び同一の開港に入港し、かつ、当該外国貿易船に係る乗組員に関する事項（令第十二条第三項第三号に掲げる事項をいう。）に変更がない場合において、当該外国貿易船の船長が、法第十五条第一項の規定により当該事項を報告する場合 当該事項

四 旅客が乗船している外国貿易船が乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しをしないで入港の時から二十四時間以内に出港する場合 当該旅客に係る令第十二条第三項第二号に定める事項

五 令第十六条の二第一項各号（外国貿易船等の入出港の簡易手続）に規定する場合に該当するとき（同項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者又は同項第二号に規定する給与品を下船又は積卸し後出港することなく三十分（入出港に係る手続に要する時間及び災害その他やむを得ない事故により出港できない場合にあつてはそれにより出港できない事情がなくなるまでの時間を除く。第二條の九及び第二條の十において同じ。）を経過することとなる場合を除く。） 令第十二条第三項各号に定める事項

4 | 令第十二条第七項ただし書に規定する財務省令で定める場合は同項本文に規定する船積港が別表第三の本邦以外の地域（外国とみなす地域を含む。）の欄に掲げる地域の港に該当し、かつ、同項ただ

二 同上

三 同上

し書に規定する最初の開港が同表の本邦の地域の欄に掲げる地域の開港に該当する場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は同表の報告期限の欄に掲げる時とする。

5 令第十二条第八項に規定する財務省令で定める事項は、法第十五条第七項に規定する積荷の関税定率法別表の適用上の所属区分（同表に掲げる号の番号をいう。次項において同じ。）、「当該積荷が詰められているコンテナ」に封印がある場合には当該封印の番号、当該積荷に係る同項に規定する運送契約における運送先の所在地、同項に規定する運航者等が当該積荷が当該運送先に到着したことに付いて通知する場合における当該通知を受ける者の住所又は居所、氏名又は名称及び電話番号並びに当該積荷を積んでいる外国貿易船が同項に規定する開港に入港する際の航海を識別するための事項その他参考となるべき事項とする。

6 令第十二条第十項に規定する財務省令で定める事項は、法第十五条第八項に規定する積荷の関税定率法別表の適用上の所属区分、当該積荷が詰められているコンテナに封印がある場合には当該封印の番号、当該積荷の運送を同項に規定する荷送人に委託した者と当該荷送人との間における当該積荷に係る運送契約における運送先の所在地、同項に規定する荷送人が当該積荷が当該運送先に到着したことに付いて通知する場合における当該通知を受ける者の住所又は居所、氏名又は名称及び電話番号並びに当該積荷を積んでいる外国貿易船が同項に規定する開港に入港する際の航海を識別するための事項その他参考となるべき事項とする。

7 令第十二条第八項ただし書（同条第十項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める場合は、入港しようとする開港において船卸しをしない場合とする。

（電子情報処理組織の使用の特例）

第二条の三 法第十五条第九項ただし書（入港手続）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他やむを得ない事由により電子情報処理組織を使用して同条第七項又は第八項の規定による報告を行うことが著しく困難な場合において税関長が認めるときとする。

2 法第十五条第九項ただし書の規定により電子情報処理組織の使用に代えて磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下この項において同じ。）又は書面の提出により同条第七項又は第八項の規定による報告を行う者は、当該報告につき規定した法、令及びこの省令の規定において報告すべきこととされている事項を記録した磁気ディスク又は記載した書面を税関に提出しなければならない。

（税関空港に入港する外国貿易機に係る積荷に関する事項等の報告を要しない場合等）

第二条の四 令第十三条第一項（外国貿易機の入港手続）に規定する財務省令で定めるやむを得ない事由は、貨物の荷崩れ若しくは旅客若しくは乗組員の暴行その他これらに類する事由により航行に支障が生じたことにより緊急に入港するためあらかじめ報告することが困難な場合又は脅迫若しくは国の機関若しくは地方公共団体その他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられるためあらかじめ報告することが困難な場合とする。

2 令第十三条第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合及び同項ただし書に規定する財務省令で定める時は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める場合及び時とする。

- 一 積荷に関する事項 令第十三条第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合は次のイ及びロに掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は次のイ又はロに掲げる場合の

（税関空港に入港する外国貿易機に係る積荷に関する事項等の報告を要しない場合等）

第二条の三 同上

2 同上

- 一 同上

区分に応じ、当該イ又はロに定める時とする。

イ 直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間（航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第四百四十二条第二項第一号へ（六）（航空日誌）に規定する航行時間をいう。以下この項、第二条の六第三項及び第二条の十三第三項において同じ。）が三時間以上五時間未満の場合 その税関空港に入港する一時間前

ロ 直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間が三時間未満の場合 その税関空港に入港する時

二 旅客及び乗組員に関する事項 令第十三条第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合は次のイ及びロに掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める時とする。

イ 本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間が一時間以上二時間未満の場合 その税関空港に入港する三十分前

ロ 本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間が一時間未満の場合又は本邦の他の税関空港若しくは不開港を経由して税関空港に入港する場合 その税関空港に入港する時

3 令第十三条第三項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 入港した税関空港における取卸しをしない外国貨物又は法第六十七条（輸出又は輸入の許可）（法第七十五条において準用する場合を含む。）の規定による輸出（積戻しを含む。）の許可を受けて本邦の空港で積み込まれた外国貨物を積んでいる外国貿易機

イ 直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間（航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第四百四十二条第二項第一号へ（六）（航空日誌）に規定する航行時間をいう。以下この項、第二条の五第三項及び第二条の十二第三項において同じ。）が三時間以上五時間未満の場合 その税関空港に入港する一時間前

ロ 同上

二 同上

イ 同上

ロ 同上

3 同上

一 入港した税関空港における取卸しをしない外国貨物又は法第六十七条（輸出又は輸入の許可）（法第七十五条において準用する場合を含む。）の規定による輸出（積戻しを含む。）の許可を受けて本邦の空港で積み込まれた外国貨物を積んでいる外国貿易機

の機長が、法第十五条第十項（入港手続）の規定により積荷に関する事項を報告する場合 これらの貨物に係る令第十三条第三項第一号に定める事項

二 法第六十三条第一項（保税運送）及び第六十六条第一項（内国貨物の運送）の規定による承認を受けてこれらの規定による運送がされている貨物を積んでいる外国貿易機の機長が、法第十五条第十項の規定により積荷に関する事項を報告する場合 これらの貨物に係る令第十三条第三項第一号に定める事項

4 令第十三条第五項各号に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

一 令第十三条第五項第一号に規定する事項 予約者（法第十五条第十項に規定する予約者をいう。以下同じ。）が航空運送事業者（同項に規定する航空運送事業者をいう。以下同じ。）の登録会員（航空運送事業者の提供する輸送サービスを利用することで航空運送事業者から特典を受けることができるものとして航空運送事業者に登録している会員をいう。以下同じ。）であるときはその会員番号（当該登録会員であることを特定するために付された番号をいう。以下同じ。）及び等級（当該予約者に係る予約に当該会員番号及び等級が記録されている場合に限る。以下同じ。）

）その他参考となるべき事項

二 令第十三条第五項第二号に規定する事項 予約番号（当該予約を特定するために付された番号をいい、当該予約が分割されたものであるときは、当該分割前の予約を特定するために付された番号を含む。以下同じ。））、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義（当該予約に当該クレジットカードの番号及び名義が記録されている場合に限る。以下同じ。））、当該予約が共同運送（運航者（法第十五条第十項に規定する運航者をいう。以下この条

の機長が、法第十五条第七項（入港手続）の規定により積荷に関する事項を報告する場合 これらの貨物に係る令第十三条第三項第一号に定める事項

二 法第六十三条第一項（保税運送）及び第六十六条第一項（内国貨物の運送）の規定による承認を受けてこれらの規定による運送がされている貨物を積んでいる外国貿易機の機長が、法第十五条第七項の規定により積荷に関する事項を報告する場合 これらの貨物に係る令第十三条第三項第一号に定める事項

4 同上

一 令第十三条第五項第一号に規定する事項 予約者（法第十五条第十項に規定する予約者をいう。以下同じ。）が航空運送事業者（同項に規定する航空運送事業者をいう。以下同じ。）の登録会員（航空運送事業者の提供する輸送サービスを利用することで航空運送事業者から特典を受けることができるものとして航空運送事業者に登録している会員をいう。以下同じ。）であるときはその会員番号（当該登録会員であることを特定するために付された番号をいう。以下同じ。）及び等級（当該予約者に係る予約に当該会員番号及び等級が記録されている場合に限る。以下同じ。）

）その他参考となるべき事項

二 令第十三条第五項第二号に規定する事項 予約番号（当該予約を特定するために付された番号をいい、当該予約が分割されたものであるときは、当該分割前の予約を特定するために付された番号を含む。以下同じ。））、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義（当該予約に当該クレジットカードの番号及び名義が記録されている場合に限る。以下同じ。））、当該予約が共同運送（運航者（法第十五条第十項に規定する運航者をいう。以下この条に

において同じ。) 以外の航空運送事業者が当該運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。以下この条において同じ。) に係るものであるときは共同運送者(当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ。)の名称、当該予約に係る旅行者(令第十三条第五項第二号に規定する旅行者をいう。以下同じ。)があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行者(外国において旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第二条第一項(定義)に規定する事業と同様の事業を行う者をいう。以下同じ。)があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三 令第十三条第五項第三号に規定する事項 携帯品番号(予約者が搭乗する外国貿易機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品を特定するために付された番号をいう。)その他参考となるべき事項

四 令第十三条第五項第四号に規定する事項 搭乗手続番号(当該手続を管理するために付された番号をいう。以下同じ。)その他参考となるべき事項

(税関空港に入港しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者等)

第二条の五 法第十五条第十三項(入港手続)に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とする。

2 法第十五条第十四項に規定する財務省令で定める措置は、税関長が電磁的記録(同項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)を利用して同条第十三項に規定する事項に係る情報を常に閲覧することができる状態に置く措置とする。

において同じ。) 以外の航空運送事業者が当該運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。以下この条において同じ。) に係るものであるときは共同運送者(当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ。)の名称、当該予約に係る旅行者(令第十三条第五項第二号に規定する旅行者をいう。以下同じ。)があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行者(外国において旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第二条第一項(定義)に規定する事業と同様の事業を行う者をいう。以下同じ。)があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三 同上

四 同上

(税関空港に入港しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者等)

第二条の四 法第十五条第十項(入港手続)に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とする。

2 法第十五条第十一項に規定する財務省令で定める措置は、税関長が電磁的記録(同項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)を利用して同条第十項に規定する事項に係る情報を常に閲覧することができる状態に置く措置とする。

(開港に入港する特殊船舶等に係る旅客に関する事項等の報告を要しない場合等)

第二条の六 令第十四条第一項(特殊船舶等の入港手続)に規定する財務省令で定めるやむを得ない事由は、貨物の荷崩れ若しくは旅客若しくは乗組員の暴行その他これらに類する事由により航行に支障が生じたことにより緊急に入港するためあらかじめ報告することが困難な場合又は脅迫若しくは国の機関若しくは地方公共団体その他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられるためあらかじめ報告することが困難な場合とする。

2 令第十四条第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合は別表第二の本邦以外の地域(外国とみなす地域を含む。)の欄に掲げる地域の出発港から同表の本邦の地域の欄に掲げる地域の開港に入港する場合又は本邦の他の開港等を経由して開港に入港する場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時はその開港に入港する時とする。

3 令第十四条第三項ただし書に規定する財務省令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時とする。

一 本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間が一時間以上二時間未満の場合 その税関空港に入港する三十分前

二 本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする税関空港までの航行時間が一時間未満の場合又は本邦の他の税関空港若しくは不開港を経由して税関空港に入港する場合 その税関空港に入港する時

4 令第十四条第四項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、本邦の開港から出港した特殊船舶が、予定された計画に従って、当

(開港に入港する特殊船舶等に係る旅客に関する事項等の報告を要しない場合等)

第二条の五 同上

2 同上

3 同上

一 同上

二 同上

4 同上

該出港した日の翌日から起算して十四日以内に再び同一の開港に入港し、かつ、当該特殊船舶に係る乗組員に関する事項（同項第二号に掲げる事項をいう。）に変更がない場合において、当該特殊船舶の船長が、法第十五条の第三第一項（特殊船舶等の入港手続）の規定により当該事項を報告する場合とし、令第十四条第四項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、同項第二号に掲げる事項とする。

5 令第十四条第八項各号に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

一 令第十四条第八項第一号に規定する事項 予約者が航空運送事業者の登録会員であるときはその会員番号及び等級その他参考となるべき事項

二 令第十四条第八項第二号に規定する事項 予約番号、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義、当該予約が共同運送（運航者（法第十五条の三第四項に規定する運航者をいう。以下この条において同じ。）以外の航空運送事業者が当該運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。以下この条において同じ。）に係るものであるときは共同運送者（当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ。）の名称、当該予約に係る旅行者があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行者があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三 令第十四条第八項第三号に規定する事項 携帯品番号（予約者が搭乗する特殊航空機（法第十五条の三第四項に規定する特殊航空機をいう。以下同じ。）に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品を特定するために付された番号をいう。）その他参考となるべき事項

5 同上

一 同上

二 同上

三 同上

四 令第十四条第八項第四号に規定する事項 搭乗手続番号その他
参考となるべき事項

(税関空港に入港しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告者等)

第二条の七 法第十五条の三第四項(特殊船舶等の入港手続)に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とする。

2 法第十五条の三第五項に規定する財務省令で定める措置は、税関長が電磁的記録を利用して同条第四項に規定する事項に係る情報を常に関連することができている状態に置く措置とする。

(出港の際に提出を求められる書面に係る記載の省略事項)

第二条の八 令第十六条第一項ただし書(外国貿易船等の出港届の記載事項等)に規定する財務省令で定める場合は、法第六十三条第一項(保税運送)又は第六十六条第一項(内国貨物の運送)の規定による承認を受けてこれらの規定による運送がされている貨物を積んでいる外国貿易船の船長が法第十七条第一項後段(出港手続)の規定による税関長の求めに応じて積荷に関する事項を記載した書面を提出する場合とし、令第十六条第一項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、その貨物に係る同項第一号に定める事項とする。

2 令第十六条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、法第六十三条第一項又は第六十六条第一項の規定による承認を受けてこれらの規定による運送がされている貨物を積んでいる外国貿易機の機長が法第十七条第一項後段の規定による税関長の求めに応じて積荷に関する事項を記載した書面を提出する場合とし、令第十六条第二項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、その貨物に係る同項第一号に定める事項とする。

四 同上

(税関空港に入港しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告者等)

第二条の六 同上

2 同上

(出港の際に提出を求められる書面に係る記載の省略事項)

第二条の七 同上

2 同上

(外国貿易機に係る短期出港等の場合に該当しないこととなる時)

(外国貿易船等に係る短期出港等の場合に該当しないこととなる時)

第二条の八 令第十六条の二第三項本文(外国貿易船等の入出港の簡易手続)に規定する財務省令で定める時は、同条第一項各号に該当するものとして法第十八条第一項本文(入出港の簡易手続)の規定の適用を受けて入港した場合であつて次の各号に定める時とする。

一 令第十六条の二第一項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時、当該傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく三十分(入出港に係る手続に要する時間及び災害その他やむを得ない事故により出港できない場合にあつてはそれにより出港できない事情がなくなるまでの時間を除く。以下この条及び次条において同じ。)を経過する時

二 令第十六条の二第二項第二号に規定する給与品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該給与品の積卸し後出港することなく三十分を経過する時

2 | 令第十六条の二第三項ただし書に規定する財務省令で定める場合及び同項ただし書に規定する財務省令で定める時は、積荷に関する事項について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時とする。

一 その開港への入港の時から出港することなく二十四時間(その時間が行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十二年法律第九十一号)第一条第一項各号(行政機関の休日)に掲げる日をいう。以下この号において同じ。)に含まれる場合においては、その行政機関の休日に含まれる時間を除いて計算する。)を経過することとなる場合(その間に乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しを行わない場合に限る。) その

開港への入港の時から二十二時間を経過する時

二 令第十六条の二第一項第一号に該当するものとして法第十八条第一項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易船において同号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる場合
当該傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時

三 令第十六条の二第一項第一号に該当するものとして法第十八条第一項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易船において同号に規定する傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく三十分を経過する場合
その経過する時

四 令第十六条の二第一項第二号に該当するものとして法第十八条第一項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易船において旅客又は乗組員（同号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者を除く。）を乗降させる場合
当該旅客又は乗組員を乗降させる時

五 令第十六条の二第一項第二号に該当するものとして法第十八条第一項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易船において同号に規定する給与品の積卸し後出港することなく三十分を経過する場合
その経過する時

3 令第十六条の二第六項本文に規定する財務省令で定める時は、次の各号に定める時とする。

一 令第十六条の二第四項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時、当該傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該傷病者若しくは遭難者の降機後出港することなく三十分を経過する時

二 令第十六条の二第四項第二号に規定する給与品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該給与品の積卸し後出港することなく三十分を経過する時

第二条の九 令第十六条の二第五項本文（外国貿易船等の入出港の簡易手続）に規定する財務省令で定める時は、次の各号に定める時とする。

一 令第十六条の二第三項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時、当該傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該傷病者若しくは遭難者の降機後出港することなく三十分を経過する時

二 令第十六条の二第三項第二号に規定する給与品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該給与品の積卸し後出港することなく三十分を経過する時

2) 令第十六条の二第五項ただし書に規定する財務省令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時とする。ただし、積荷に関する事項以外の報告については、この限りでない。

一 令第十六条の二第三項第一号に該当するものとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易機において同号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる場合
当該傷病者又は遭難者以外の者を乗降させる時

二 令第十六条の二第三項第一号に該当するものとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易機において同号に規定する傷病者若しくは遭難者の降機後出港することなく三十分を経過する場合 その経過する時

三 令第十六条の二第三項第二号に該当するものとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易機において旅客又は乗組員（同号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者を除く。）を乗降させる場合 当該旅客又は乗組員を乗降させる時

四 令第十六条の二第三項第二号に該当するものとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易機において同号に規定する給与品の積卸し後出港することなく三十分を経過する場合 その経過する時

（特殊船舶等に係る短期出港等の場合に該当しないこととなる時）

第二条の十 令第十六条の三第三項本文（特殊船舶等の入出港の簡易手続）に規定する財務省令で定める時は、同条第一項各号に該当するものとして法第十八条の二第一項本文（特殊船舶等の入出港の簡易手続）の規定の適用を受けて入港した船舶について、次の各号に

4) 令第十六条の二第六項ただし書に規定する財務省令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時とする。ただし、積荷に関する事項以外の報告については、この限りでない。

一 令第十六条の二第四項第一号に該当するものとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易機において同号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる場合
当該傷病者又は遭難者以外の者を乗降させる時

二 令第十六条の二第四項第一号に該当するものとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易機において同号に規定する傷病者若しくは遭難者の降機後出港することなく三十分を経過する場合 その経過する時

三 令第十六条の二第四項第二号に該当するものとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易機において旅客又は乗組員（同号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者を除く。）を乗降させる場合 当該旅客又は乗組員を乗降させる時

四 令第十六条の二第四項第二号に該当するものとして法第十八条第三項本文の規定の適用を受けて入港した外国貿易機において同号に規定する給与品の積卸し後出港することなく三十分を経過する場合 その経過する時

（特殊船舶等に係る短期出港等の場合に該当しないこととなる時）

第二条の九 同上

定める時とする。

一 令第十六条の三第一項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時、当該傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく三十分を経過する時

二 令第十六条の三第一項第二号に規定する活動以外の活動に従事する時又は当該活動をした後出港することなく三十分を経過する時

2 令第十六条の三第六項本文に規定する財務省令で定める時は、次の各号に定める時とする。

一 令第十六条の三第四項第一号に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時、当該傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時又は当該傷病者若しくは遭難者の降機後出港することなく三十分を経過する時

二 令第十六条の三第四項第二号に規定する活動以外の活動に従事する時又は当該活動をした後出港することなく三十分を経過する時

(不開港に入港しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項)

第二條の十一 令第十八条第三項各号（不開港出入の許可の申請等）に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

一 令第十八条第三項第一号に規定する事項 予約者が航空運送事業者の登録会員であるときはその会員番号及び等級その他参考となるべき事項

二 令第十八条第三項第二号に規定する事項 予約番号、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該ク

一同上

二 同上

2 同上

一同上

二 同上

(不開港に入港しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項)

第二條の十 同上

一同上

二 同上

レジットカードの番号及びその名義、当該予約が共同運送（運航者（法第二十条第三項（不開港への出入）に規定する運航者をいう。以下この条において同じ。）以外の航空運送事業者が当該運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。以下この条において同じ。）に係るものであるときは共同運送者（当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ。）の名称、当該予約に係る旅行業者があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行業者があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三 令第十八条第三項第三号に規定する事項 携帯品番号（予約者が搭乗する外国貿易機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品を特定するために付された番号をいう。）その他参考となるべき事項

四 令第十八条第三項第四号に規定する事項 搭乗手続番号その他参考となるべき事項

（不開港に入港しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者等）

第二条の十二 法第二十条第三項（不開港への出入）に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とする。

2 法第二十条第四項に規定する財務省令で定める措置は、税関長が電磁的記録を利用して同条第三項に規定する事項に係る情報を常に閲覧することができる状態に置く措置とする。

（不開港に入港する特殊船舶等に係る旅客に関する事項等の報告を要しない場合等）

第二条の十三 令第十八条の二第一項（特殊船舶等の不開港への入港

三 同上

四 同上

（不開港に入港しようとする外国貿易機に係る予約者等に関する事項の報告者等）

第二条の十一 同上

2 同上

（不開港に入港する特殊船舶等に係る旅客に関する事項等の報告を要しない場合等）

第二条の十二 令第十八条の二第一項（特殊船舶等の不開港への入港

手続)に規定する財務省令で定めるやむを得ない事由は、貨物の荷崩れ若しくは旅客若しくは乗組員の暴行その他これらに類する事由により航行に支障が生じたことにより緊急に入港するためあらかじめ報告することが困難な場合、脅迫若しくは国の機関若しくは地方公共団体その他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられるためあらかじめ報告することが困難な場合又は検疫のみを目的として検疫区域に入港する場合とする。

2 令第十八条の二第二項ただし書に規定する財務省令で定める場合は別表第二の本邦以外の地域(外国とみなす地域を含む。)の欄に掲げる地域の出発港から同表の本邦の地域の欄に掲げる地域の不開港に入港する場合又は本邦の他の開港等を経由して入港する場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時はその不開港に入港する時とする。

3 令第十八条の二第三項ただし書に規定する財務省令で定める場合は次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する財務省令で定める時は当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時とする。

一 本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする不開港までの航行時間が一時間以上二時間未満の場合 その不開港に入港する三十分前

二 本邦以外の地域の直前の出発空港から入港しようとする不開港までの航行時間が一時間未満の場合又は本邦の他の税関空港若しくは不開港を経由して不開港に入港する場合 その不開港に入港する時

4 令第十八条の二第四項ただし書に規定する財務省令で定める場合は、本邦の不開港から出港した特殊船舶が、予定された計画に従って、当該出港した日の翌日から起算して十四日以内に再び同一の不開港に入港し、かつ、当該特殊船舶に係る乗組員に関する事項(同

手続)に規定する財務省令で定めるやむを得ない事由は、貨物の荷崩れ若しくは旅客若しくは乗組員の暴行その他これらに類する事由により航行に支障が生じたことにより緊急に入港するためあらかじめ報告することが困難な場合又は脅迫若しくは国の機関若しくは地方公共団体その他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられるためあらかじめ報告することが困難な場合とする。

2 同上

3 同上

一 同上

二 同上

4 同上

項第二号に掲げる事項をいう。)に変更がない場合において、当該特殊船舶の船長が、法第二十条の二第一項(特殊船舶等の不開港への出入)の規定により当該事項を報告する場合とし、令第十八条の二第四項ただし書に規定する財務省令で定める事項は、同項第二号に掲げる事項とする。

5 令第十八条の二第八項各号に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に定めるものとする。

一 令第十八条の二第八項第一号に規定する事項 予約者が航空運送事業者の登録会員であるときはその会員番号及び等級その他参考となるべき事項

二 令第十八条の二第八項第二号に規定する事項 予約番号、当該予約に係る航空券の支払がクレジットカードで行われるときは当該クレジットカードの番号及びその名義、当該予約が共同運送(運航者(法第二十条の二第四項に規定する運航者をいう。以下この条において同じ。))以外の航空運送事業者が当該運航者と共同して行う運送であつて、当該運航者の提供する輸送サービスを使用して行うものをいう。以下この条において同じ。)に係るものであるときは共同運送者(当該共同運送に係る運航者以外の航空運送事業者をいう。次条において同じ。)の名称、当該予約に係る旅行者があるときはその所在地並びに当該予約に係る外国旅行者があるときはその名称及び所在地その他参考となるべき事項

三 令第十八条の二第八項第三号に規定する事項 携帯品番号(予約者が搭乗する特殊航空機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品を特定するために付された番号をいう。)その他参考となるべき事項

四 令第十八条の二第八項第四号に規定する事項 搭乗手続番号その他参考となるべき事項

5 同上

一 同上

二 同上

三 同上

四 同上

(不開港に入港しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告者等)

第二条の十四 法第二十条の二第四項(特殊船舶等の不開港への出入)に規定する財務省令で定める者は、共同運送者とする。

2 法第二十条の二第五項に規定する財務省令で定める措置は、税関長が電磁的記録を利用して同条第四項に規定する事項に係る情報を常に閲覧することができる状態に置く措置とする。

別表第二(第二条の二、第二条の六及び第二条の十三関係)

本邦以外の地域(外国とみなす地域を含む。)	本邦の地域
(省略)	(省略)

別表第三(第二条の二関係)

本邦以外の地域(外国とみなす地域を含む。)	本邦の地域	報告期限
東経百二十八度及び東経百五十六度の線並びに北緯四十度及び北緯五十四度の線で囲まれた地域(中華人民共和国及びロシアの区域並びに令第九十四条(外国とみなす地域)に定める地域(齒舞群島、色丹島、国後島及び択捉島。以下この表において同じ。))に限る。)	北海道	船積港を出港する時
東経百二十八度及び東経百五十二度の線並びに北緯三十四度及び北緯五十度の線で囲まれた地域(大韓民国及び新潟県)	青森県、秋田県、山形県及び新潟県	

(不開港に入港しようとする特殊航空機に係る予約者等に関する事項の報告者等)

第二条の十三 同上

2 同上

別表第二(第二条の二、第二条の五及び第二条の十二関係)

本邦以外の地域(外国とみなす地域を含む。)	本邦の地域
同上	同上

<p>、中華人民共和国及びロシアの区域並びに令第九十四条に定める地域に限る。）</p>	<p>東経百三十三度及び東経百五十二度の線並びに北緯四十三度及び北緯四十七度の線で囲まれた地域</p>	<p>東経百四十五度及び東経百四十九度の線並びに北緯四十三度及び北緯四十七度の線で囲まれた地域</p>	<p>東経百二十二度及び東経百四十度の線並びに北緯三十三度及び北緯四十六度の線で囲まれた地域（大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域に限り、東経百二十二度及び東経百二十七度の線並びに北緯三十七度及び北緯四十六度の線で囲まれた地域を除く。）</p>	<p>東経百十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十度三十分及び北緯四十一度の線で囲まれた地域（大韓民国及び中華人民共和国の区域に限り、東経百三十度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十八度及び北緯四十一度の線で囲まれた地域を除く。）</p>	<p>東経百十七度及び東経百四十度の線並びに北緯三十度三十分及び北緯四十六度の線で囲まれた地域（大韓民</p>	<p>岩手県及び宮城県</p>	<p>福島県及び茨城県</p>	<p>富山県、石川県、福井県、京都府及び兵庫（日本海に面する地域に限る。）</p>	<p>大阪府、兵庫県（瀬戸内海に面する地域に限る。）及び和歌山県</p>	<p>鳥取県及び島根県</p>
---	---	---	--	---	---	-----------------	-----------------	---	--------------------------------------	-----------------

<p>国、中華人民共和国及びロシアの区域に限る。)</p>	<p>東経百十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯三十度及び北緯四十二度の線で囲まれた地域（大韓民国及び中華人民共和国の区域に限り、東経百十七度及び東経百二十二度の線並びに北緯三十度及び北緯三十度三十分の線で囲まれた地域を除く。）</p>	<p>東経百十七度及び東経百三十五度の線並びに北緯二十六度及び北緯四十四度の線で囲まれた地域（大韓民国、中華人民共和国及びロシアの区域に限る。)</p>	<p>東経百十七度及び東経百三十一度の線並びに北緯十七度及び北緯三十八度の線で囲まれた地域（大韓民国、中華人民共和国、台湾及びフィリピン共和国の区域に限る。)</p>	<p>岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県</p>	<p>山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県（奄美市及び大島郡を除く。)</p>	<p>鹿児島県奄美市及び大島郡並びに沖縄県（石垣市、宮古島市、宮古郡多良間村並びに八重山郡竹富町及び与那国町を除く</p>
-------------------------------	---	--	---	---------------------------------	--	---

<p>東経百十四度及び東経百二十八度の線並びに北緯十五度及び北緯三十四度の線で囲まれた地域</p>	
<p>沖縄県石垣市、 宮古島市、 宮古郡多良間 村並びに八重 山郡竹富町及 び与那国町</p>	<p>。</p>